

令和7年度 福島県玉川村「地域おこし協力隊」募集要項

玉川村（たまかわむら）は福島県の中南部に位置し、阿武隈山地の西斜面の丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地からなり、人口約 6,000 人の自然豊かな村です。高速交通網として、東北自動車道と磐越自動車道を結ぶあぶくま高原道路が平成 23 年に全線開通し、主要都市部へのアクセスに優れています。更に福島県の空の玄関口としての福島空港があり、北海道（新千歳空港）や大阪（大阪国際空港）へのアクセスが非常に便利です。

本村では、現在人口減少に歯止めがかかる現状があるため、着地型の観光事業を推進しながら、交流人口及び関係人口の拡大を目指しております。

さらには、体験アクティビティの創出支援、アーバンポートや元気スポーツクラブ活動支援、美しい村づくり支援など、これらの課題解決を目指し、地域外から意欲のある人材を積極的に受け入れ、地域の賑わいを創出していくため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 募集人員

玉川村地域おこし協力隊

2. 主な事業概要（活動内容）

(1) 新体験アクティビティ創出支援隊員

- ・ 村が有する豊かな自然を活かした体験アクティビティを創出し、多くの方に来村いただける取組を支援する活動。
 - ・ アクティビティの利活用促進を目指し、SNS 等定期的な情報発信する活動。
 - ・ 専門性が高いアクティビティ等におけるライセンス等の取得。
 - ・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動。

(2) アーバンスポーツ支援隊員

- ・アーバンスポーツを目的に多くの方に来村いただける取組を支援する活動。
 - ・アーバンスポーツ（スケートボード）の競技人口拡大及び指導に関する活動。
 - ・アーバンスポーツの普及、啓発に関する活動。
 - ・地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動。

(3) 提案型（フリーミッション隊員）

特性を活かし、村内において次の項目に該当する取り組みを実践していただきます。自身でプラン作成を行ったうえ、主体的に活動を展開していきます。

- ①地域おこしに繋がる活動
- ②新たな産業の創出や地域産業の活性化に繋がる活動
- ③地域資源の発掘及び振興に関する活動
- ④地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動
- ⑤その他

(4) 情報発信支援隊員

- ・ 村公式ホームページ、SNS 等を活用した情報発信
- ・ 広報たまかわ（広報紙）等制作
- ・ メディア（テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、ネットニュースなど）における情報発信
- ・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や情報発信

(5) 元気スポーツクラブ活動支援隊員

- ・ 元気スポーツクラブの各種教室事業の運営支援や新たなスポーツ教室導入等による地域スポーツの振興を図る活動
- ・ 各種資格の取得など、たまかわ元気スポーツクラブの内容充実及び機能強化に資する活動。
- ・ 元気スポーツクラブの活動を通じ、子どもから高齢者までスポーツの楽しさが得られるようクラブの環境づくりの支援。
- ・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動。

3. 募集対象（次の要件を全て満たす方）

- ① 応募時点で 20 歳以上の方
- ② 次に掲げる要件のいずれかに該当し、隊員に任用された後、直ちに住所を本村に異動することが確実な者。
 - ア 三大都市圏内の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部）のうち過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）により指定された地域（以下「条件不利地域」という。）以外の地域に現に住所を有する者。
 - イ 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）のうち条件不利地域以外の地域に現に住所を有する者。
 - ウ 本村以外において地域おこし協力隊員として同一地域での 2 年以上の活動経験を有し、かつ委嘱期間終了後 1 年以内の者。

エ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の参加者

としての2年以上の活動経験を有し、かつ、JETプログラム終了後1年以内の者。

- ③ 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方
- ④ 地域住民と協力しながら意欲的に活動できる方
- ⑤ 普通自動車運転免許を取得している方
- ⑥ パソコン・携帯電話等の情報通信機器を使用でき、ワード・エクセル・ソーシャルネットワーキングサービス等を活用できる方
- ⑦ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- ⑧ 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

4. 勤務地

玉川村内

5. 勤務条件

- ① 任用形態 玉川村会計年度任用職員
- ② 任用期間 採用決定日から令和8年3月31日まで
(ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して年度単位で更新、最長で委嘱の日から3年まで延長することができます。)
- ③ 報酬 日額 9,746円 ※毎月末日締め、翌月21日に支給
期末手当 任用期間及び勤務条件に応じて、年2回（6月及び12月）
支給されます。
- ④ 勤務先 玉川村役場
- ⑤ 勤務日数 1日当たりの勤務時間は7時間00分
勤務時間
(1週当たり35時間以内)
- ⑥ 休暇等 週2日以上。
年末年始、勤務時間に応じた年次有給休暇付与有、土曜日・日曜日・祝日に勤務する場合有、その他特別に認められている休暇
村が指定する住居（アパート等）に入居していただきます。
なお、家賃については村が負担しますが、光熱水費等は自己負担となります。
- ⑦ 住居
- ⑧ その他 隊員ごとに自動車を村が借り上げ貸与します。
※車種の選定はできません。
健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

6. 応募手続

- ① 応募受付期間
 - ・定員に達するまで随時募集。
- ② 提出書類
 - ・応募用紙（玉川村公式ホームページから取得してください。）
- ③ 申し込み・お問合せ先

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畠9番地

石川郡玉川村役場 企画政策課

TEL0247-57-4628 Fax0247-57-3952

E-mail : kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

7. 選考

- ① 第1次選考 書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書で通知します。
- ② 第2次選考 第1次選考合格者を対象に玉川村役場において第2次選考（面接）を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、第2次選考（面接）に要する交通費等は個人負担とします。
- ③ 最終結果通知 最終選考結果の報告は速やかに文書で通知します。

8. その他

合格者は、健康診断書を提出していただきます。提出できない方は、採用取消となります。なお、健康診断に係る経費は自己負担となります。